

## 鶴ヶ島市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

### 1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

### 3 監査の対象

- (1) 健康福祉部 健康長寿課
- (2) 農業委員会事務局
- (3) 健康福祉部 こども支援課

### 4 監査の着眼点

令和3年度（4月から10月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

### 5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

## 6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和4年1月7日

## 7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

## (1) 健康福祉部 健康長寿課

### ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 健康長寿推進経費

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、講演会や講座等を実施するとともに、地域で健康づくりの普及啓発を行うフレイルサポーターや食生活改善推進員を養成・活動を支援するための経費。

血管年齢若返り講演会、シニア向け食育講座、ラジオ体操教室、定例健康ウォーク、フレイル予防講座、口腔フレイル予防講座、フレイルサポーター養成講座、フレイルサポーターによるフレイルチェック測定会、食生活改善推進員フォローアップ講座等を実施した。

今後も、各種事業を実施し市民の健康づくりを支援するとともに、フレイルサポーターや食生活改善推進員の活動を支援していく。

#### (イ) 介護予防把握事業

要支援・要介護認定者を除く75歳以上の高齢者に対して、運動、栄養、口腔、もの忘れなどの調査（基本チェックリスト）を郵送により実施し、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の実態を把握するための経費。

調査の結果を基に市・地域包括支援センターが連携して、リスクが高いと判断された方や未回答の方を優先に戸別訪問を実施し、状態を把握するとともに、必要とされる支援やサービス等につなげる。

今後も引き続き、リスクが高いと判断された方及び未回答の方の戸別訪問を実施し、令和3年度中に状態の把握ができるように努める。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

## (2) 農業委員会事務局

### ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 農業委員会事務局事務経費

農地等の利用最適化の推進を図るため、農業経営状況の調査の実施や、農業経営者の生活の安定のため、農業者年金加入を推進する経費。

農業経営状況の調査の結果、農地面積は4,167,238.17㎡であり、併せて自作希望、貸し希望、売り希望などの農地面積を把握している。

現在の農業者年金加入者は4名である。

今後は、遊休農地土地所有者に対し耕作予定等の確認を行うとともに、農業者年金への加入促進啓発を行う。

#### (イ) 農業委員会運営経費

農地等の利用最適化の推進を図るため、農業委員会総会を開催する経費。

令和3年10月末現在、農業委員会総会を7回開催し、

4筆、7,675㎡の農用地利用集積化が図られた。

今後も、毎月1回農業委員会総会を開催し、農用地利用集積化を促進していく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

### (3) 健康福祉部 こども支援課

#### ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

##### (ア) 児童虐待対応相談経費

児童虐待の未然防止のための啓発と、児童虐待相談への適切な対応を行うための経費。

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う、子ども家庭総合支援拠点を令和3年10月に開設した。

今後も引き続き、児童虐待の未然防止と重篤化を防ぐための取組を進める。

##### (イ) 民間保育所施設型給付経費

市内の民間保育所10園に対して、国基準に基づき、その運営費の給付(国1/2、県1/4、市1/4の負担)を行う経費。

民間保育所は、保育所入所児童1,163人のうち、その約2/3を受け入れており、市の保育行政の推進に大きく寄与するものとなっている。

この民間保育所の安定的な運営を支援することにより、子育て環境の充実を図ることができている。

今後も引き続き、待機児童を抑制するため、民間保育所の安定的な運営を支援する。

#### イ 評価・意見・要望

##### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

##### (イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

##### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

##### (エ) 備品等の財産管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

##### (オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。